

○東松山市市民健康増進センター条例

平成12年3月22日

条例第3号

(設置)

第1条 市民の健康増進と世代間相互の交流の場を確保し、もって市民福祉の向上に寄与するため、東松山市市民健康増進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 東松山市市民健康増進センター
- (2) 東松山市大字神戸885番地1

(休館日)

第3条 市長は、管理上必要があると認めるときは、センターの休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、浴場の利用時間については、午前10時から午後9時までとする。ただし、センターの管理上必要と認めるときは、市長は利用時間を変更することができる。

(業務)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康増進と世代間相互の交流の推進事業に関すること。
- (2) 舞台付和室、小和室、トレーニングルーム、多目的ルーム、浴室及び会議室並びに附属設備（以下「設備等」という。）の提供に関すること。

(利用の制限)

第6条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターを利用させないものとする。

- (1) センターの設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(入館料等)

第7条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて入館料を納付するものとする。

- (1) 市内に住所を有する60歳未満の者 1人1回300円
- (2) 市内に住所を有する60歳以上の者 1人1回100円
- (3) 市外に住所を有する者 1人1回400円

2 市長は、センターの利用者の利便を図るため、前項の入館料の額から10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

3 前項の回数券の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、1人につき1回入場することができる券を11枚つづつたものとする。

- (1) 市内に住所を有する60歳未満の者 3,000円
- (2) 市内に住所を有する60歳以上の者 1,000円
- (3) 市外に住所を有する者 4,000円

4 利用者が団体で、小和室、多目的ルーム又は会議室のいずれかを利用する場合は、第1項の入館料又は第2項の回数券のほかに別表に定める使用料を納付するものとする。

(入館料等の免除)

第8条 市長は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものについては、入館料を免除する。

- (1) 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (2) 小学生以下の者

2 前項に定めるもののほか、市長が特別な事由があると認めるときは、入館料等を免除することができる。

(入館料等の返還)

第9条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、市長が、特別の事由がある

と認めるときは、その入館料等の全額又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第10条 利用者は、自己の責任に帰すべき事由によりセンターの設備等を損傷し、又は備品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等なセンターの利用を確保することができること。

(2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。

(3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第5条に規定する業務

(2) センターの休館日又は利用時間の変更に関する業務

- (3) 入館料等の納付に関する業務
- (4) 入館料等の免除に関する業務
- (5) 原状回復に関する業務
- (6) センターの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務
（管理の基準等）

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
 - (2) センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- （指定の取消し等）

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第12条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（指定管理者による施設の現状変更等）

第16条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない

ない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、第7条に定める入館料等の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第45号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第11号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の東松山市市民健康増進センター条例（以下「新条例」という。）

第 1 1 条の規定による指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、第 1 2 条第 1 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第 1 1 条に規定する市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民健康増進センターの管理を行わせるときは、改正前の東松山市市民健康増進センター条例の規定により市長がした利用に関する決定（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて指定管理者がした利用に関する決定とみなす。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 5 日条例第 7 号）

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

利用区分	午前	午後	夜間	1 日
種別	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
小和室	1 団体につき	1 団体につき	1 団体につき	1 団体につき
多目的ルーム	5 1 0 円	6 1 0 円	7 2 0 円	1, 8 4 0 円
会議室				

備考

- 1 市内に住所を有する者（市内に在学又は在勤する者を含む。）で構成する団体以外の団体が利用する場合の使用料は、上欄に掲げる使用料に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。
- 2 団体とは、5 人以上の者が合同で利用する場合とする。